

平成十三年八月二十八日受領  
答 弁 第 九 号

内閣衆質一五二第九号

平成十三年八月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員金田誠一君提出塩川財務大臣の報償費の公開に関する答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員金田誠一君提出塩川財務大臣の報償費の公開に関する答弁に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の答弁は、塩川財務大臣が、参議院予算委員会等において、就任前のマスメディアにおける内閣官房報償費に係る発言を正確な記憶に基づくものではないと説明したことに關して、平野貞夫参議院議員からなされた質問に対して行われたものであり、具体的に特定の官庁の報償費の具体的な使途等の公開を念頭においてのものではないと承知している。

また、御指摘の答弁は、一般論として、国の事務又は事業に関する情報であつて、当該事務又は事業を適正に遂行するため公にしないこととしているものについて、仮に将来公にすることができるところがあるとしても、少なくとも相当程度の時間の経過が必要であるとの認識に立ち、欧米主要国の公文書館における公文書の公開時期を、相当程度の時間の経過の例示として示したものであり、政府として報償費の公開のために何らかの措置又は施策を採ることを念頭においたものではないと承知している。